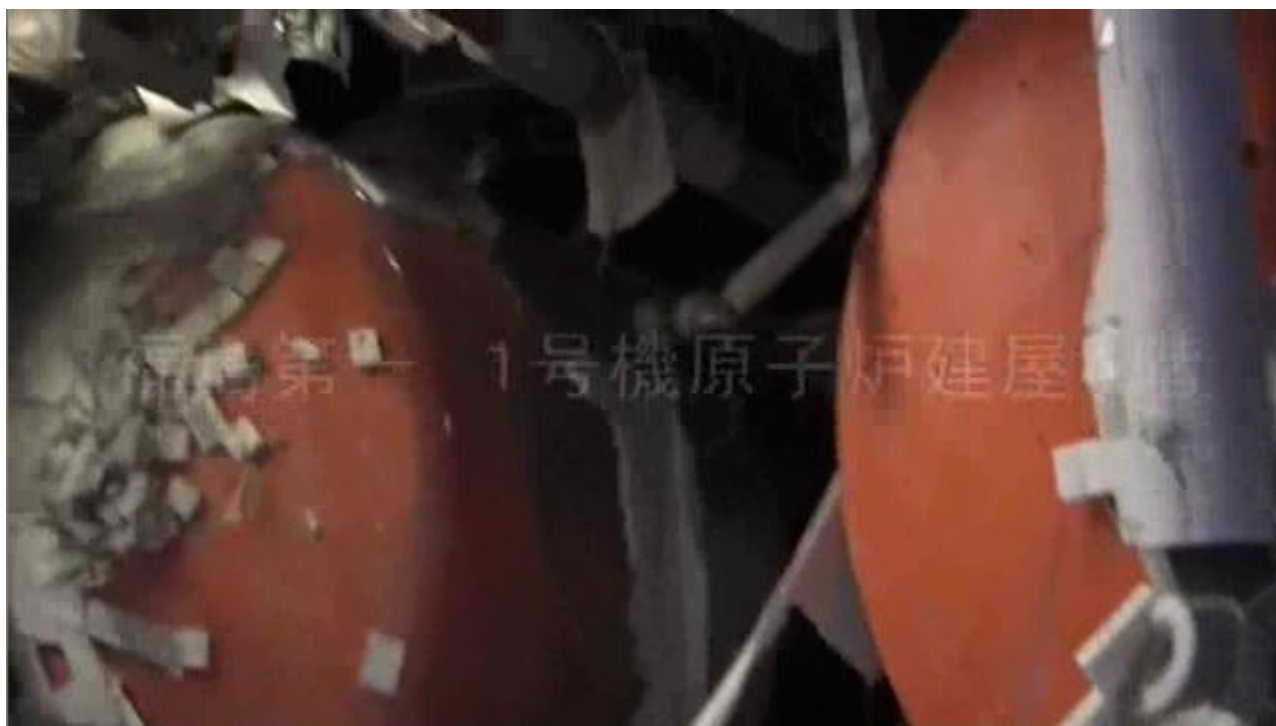


# 国会事故調調査妨害事件と 被告の信用性

原告ら準備書面(10)

# 国会事故調への説明で被告担当者 (玉井俊光)が見せたビデオ映像





# 被告担当者の説明

- この昨年10月に入ったときは、建屋のカバーがついておりませんでしたので、上から明かりが差しています。
- なんですが、今は、建屋カバーがかかっていて、照明がついておりませんので、建屋としては、真っ暗

# しかし、本当は・・・

被告が国会事故調解散後に公開した写真



**2011年10月のときと同じく明るい！**



# 被告と被告が設置した「第三者検証委員会」の主張

- 玉井は建屋カバーの外観を見て光を通さないものと思い込んだ
- 玉井は放射線量やがれきについては担当者に確認したが明るさについては全く誰にも確認しなかった
- 玉井は直属の上司にも一切相談しなかった

# 被告担当者の資質

- 原告らの考えでは**大嘘つき**
- 被告の主張を前提にしても、国会事故調からの質問について担当者に照会・確認して回答する業務を担当しているにもかかわらず、**外観で間違った思い込みをして一切照会せず、上司にも一切相談せず**に国会事故調に説明するという、**技術者としてはもちろん、一社会人としてみても根本的に能力・資質に欠ける人物**ということになる



# 被告主張の津波対策は信用できるか

- 新潟県技術委員会で、2011年中の3回の会合で、被告が主張している津波対策を説明したのは、柏崎刈羽原発技術総括部長であった玉井俊光→被告主張の対策の担当者は玉井
- 本来業務である国会事故調への説明で「誤った説明」を行った玉井が柏崎刈羽原発技術総括部長時代に行った業務・新潟県技術委員会で説明は信用できるのか？

# 被告の技術エリートの実質

- 玉井は、柏崎刈羽原発技術総括部長、国会事故調の窓口となる本社企画部部長の要職を歴任した技術畑のエリート
- 実質に欠ける人物がなぜ要職を歴任するのか
- 実質を見抜いた上での人事なら、被告には同レベルの人材しかいない
- 実質が見抜けなかったのなら、今後も実質に欠ける人物が見過ごされて後任に座るだけ